

(京都東北部)

滋賀・十里遺跡
じゅうり

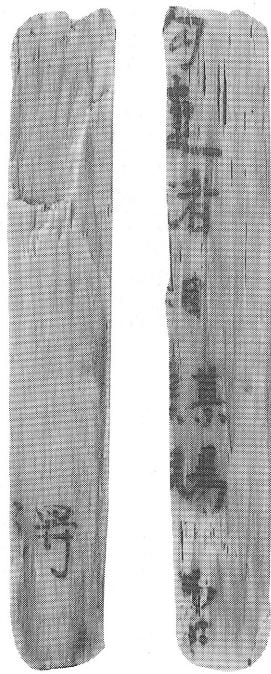
- 1 所在地 滋賀県栗太郡栗東町大字十里
- 2 調査期間 一九九九年(平11)四月～二〇〇〇年三月
- 3 発掘機関 (財)栗東町文化体育振興事業団
- 4 調査担当者 近藤 広
- 5 遺跡の種類 官衙跡・集落跡
- 6 遺跡の年代 七世紀中期～八世紀初頭
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

十里遺跡は、近江南部を流れる野洲川によって形成された扇状地に位置し、南北を中小河川である中ノ川と境川に挟まれ、川を介して琵琶湖につながっている。また、官衙推定地とされる大津市大萱東光寺遺跡付近と、多数の木簡が出土している中主町西河原森ノ内遺跡(本誌第八号・一八号)のほぼ中間に位置しており、栗太郡における交通の拠点であったと思われる。

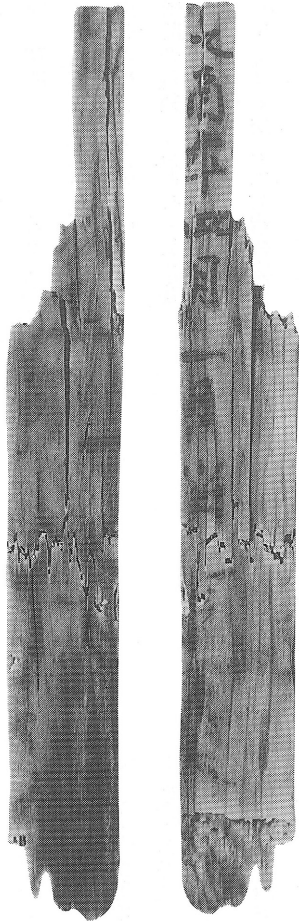
今回の調査は、町道建設に伴うもので約一〇〇〇㎡を調査した。確認された主な遺構には、七世紀(六四〇～七〇〇年頃)の区画溝、掘立柱建物、梁状遺構、土坑などがある。出土遺物には、須恵器、土師器(墨書土器を含む)、木簡三点、農・工具(杵、鎌、木錘、軛)、漁具(たも)、遊具(琴柱)の他、斎串、刀形、舟形、多量の燃えさし、動物の骨、ヒヨウタン・桃の種子などがある。祭祀関連遺物の多いことが特徴である。これらの遺物のほとんどは、区画溝の中心をなすSD二(検出長約五〇m、幅約四m、深さ約八〇cm)から出土している。SD二の堆積土は大きく上層と下層に分層でき、さらに上層は二層、下層は三層に細分できる。木簡はいずれも下層の最上層から、互いに近接した状態で出土した。

8 木簡の釈文・内容

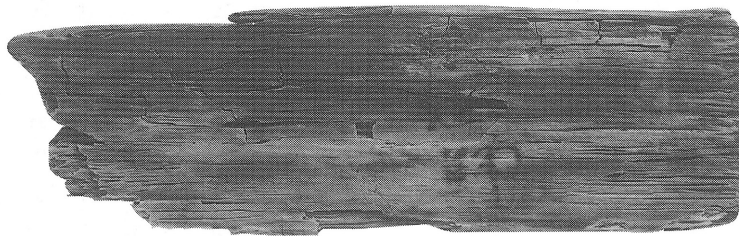
- (1) 勾連諸「相カ」 即下
「得」 (154)×(25)×3 081
 - (2) 「晋」
「」 74×(235)×14 065
 - (3) 「乙酉年四月一日」
「冠カ」
「」 □ (212)×26×3 081
- (1)は、上端と左側面が欠損し、下端は両角をやや丸く削っている。



(1)



(3)



(2)

墨書は表裏両面に認められ、表と裏は別筆である。「勾連」は「勾
 (現在粟東町には「下鉤」しもまがり「上鉤」かまがり)という「まがり」の名を残す字名があ
 る。ほぼ粟太郡治田郷に相当する地域)を本拠地とする評の官人であり、

その指示をうけた十里遺跡の主が、どこかへ何かを「下」給したこ
 とを示すともみられる。裏面の「得」は受領の意味であろう。

(2)は、板状の木製品(用途不明)に墨書したものである。横材で

木目方向で上端が欠損し、中央やや下寄りに「道師」と墨書する。墨書土器の中に「道」と書かれたものが四点確認されていることも注意をひく。天武一三年（六八四）制定の八色の姓の、第五位の姓に「道師」が存在し、またそれ以前にも土師、鍛師、薬師などとともに道師ということば自体はあったとみられる。共伴遺物にふいごの羽口や漆が付着した土器があることも注目される。その他、滋賀県斗西遺跡出土木簡（本誌第一三号）、長屋王家木簡（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二七・二八）に「道師」の用例がある。

(3)は、上部右端を欠損し、下端には切断した跡が認められる。「乙酉年」は、出土した土器の年代観から六八五年とするのが妥当である。「四月一日」は「孟夏の旬」の日、「更衣」の日にあたり、「小口」(をくち)で大口袴の対語だろうか)と「^{冠カ}」は、その日の儀式に参集する服装について表現したものととも考えられる。裏面にも文字らしきものが認められるが判読不能。

なお、解説にあたっては山尾幸久氏のご協力を得、本文の内容も山尾氏の解釈に依拠したものである。解釈の違いがあるとすれば筆者の責任である。

9 関係文献

栗東町教育委員会・(財)栗東町文化体育振興事業団『文字資料が語る『律令期の湖南』栗東町出土文化財センター調査研究報告会

(二〇〇〇年)

(近藤 広)